

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を高め、株主の皆様はもとより、すべてのステークホルダーからの信頼を確保していくためにコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考え、経営の意思決定の迅速化、経営の監督機能の強化及び適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保を重要な課題としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小田急電鉄株式会社	32,267,862	6.57
株式会社三井住友銀行	20,472,878	4.17
株式会社横浜銀行	20,461,184	4.16
相鉄共済組合	12,240,496	2.49
日本生命保険相互会社	11,698,275	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,542,000	2.14
三井住友信託銀行株式会社	9,181,000	1.87
川崎信用金庫	9,153,946	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,025,000	1.43
三井住友海上火災保険株式会社	6,629,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 18 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大須賀頼彦	他の会社の出身者											
加々美光子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大須賀頼彦	○	——	運輸業における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたく社外取締役 に就任いただいているものであります。 同氏と当社との関係において意思決定に著しい影響を受ける相互間の取引等はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

加々美光子	○	——	弁護士としての専門的な知識及び経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役 に就任いただいているものであります。 同氏と当社との関係において意思決定に著し い影響を受ける相互間の取引等はなく、また、 一般株主と利益相反が生じるおそれのない独 立性を有していると判断し、独立役員として指 定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人は、決算概要の報告を四半期に一度監査役に対し実施しているほか、必要に応じ適宜情報・意見交換を実施しております。
 内部監査部門は、内部監査の実施結果についてその都度監査役に報告しているほか、必要に応じ適宜情報・意見交換を実施しております。
 内部監査部門は、内部監査の実施状況等について適宜会計監査人に報告しているほか、必要に応じ適宜情報・意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定され
ている人数

3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺田俊文	他の会社の出身者										△			
谷澤文彦	他の会社の出身者										△			
米田誠一	他の会社の出身者										○	△		

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺田俊文	○	同氏は日本生命保険相互会社の出身であり、同社と当社との間には資金借入等の取引がありますが、定型的な取引であり株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	生命保険会社の執行役員としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、社外監査役に就任いただいているものであります。同氏と当社との関係において意思決定に著しい影響を受ける相互間の取引等はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
谷澤文彦	○	同氏は株式会社三井住友銀行の出身であり、同行と当社との間には資金借入等の取引がありますが、定型的な取引であり株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、社外監査役に就任いただいているものであります。同氏と当社との関係において意思決定に著しい影響を受ける相互間の取引等はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
米田誠一	○	同氏は株式会社横浜銀行の出身であり、同行と当社との間には資金借入等の取引がありますが、定型的な取引であり株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。なお、当社相談役である及川陸郎が同行の社外監査役に就任しており、当社は同行と相互就任の関係にあります。また、同氏は浜銀ファイナンス株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間で取引がありますが、一般消費者としての通常の取引であり、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、社外監査役に就任いただいているものであります。同氏と当社との関係において意思決定に著しい影響を受ける相互間の取引等はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

常勤取締役については報酬の一定額を持株会を通じて自社株購入にあてる自社株取得型報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 7名 128百万円
監査役 6名 56百万円
(うち社外役員 5名 19百万円)

(注)1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成26年6月27日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、定款に基づき、取締役の報酬総額の限度額を株主総会において決議しております。各取締役個別の報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役・社外監査役を含む全取締役・監査役に通知し、周知を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 企業統治の体制
ア 企業統治の体制の概要
a 取締役会・常務会
当社は、株主利益に大きな影響を与えると判断される事項や業務運営上重要な案件について適確かつ迅速な経営意思決定を行うために、取締役会及び常務会を機動的に運営しております。取締役会は原則として毎月1回開催しており、法令及び定款で定められた事項を始め経営上重要な事項について決議を行っております。常務会は常勤取締役によって構成され、原則として毎週1回開催しており、取締役会の決議事項その他の重要な事項についての審議を行っております。
各会議の平成27年3月期における開催実績は下記のとおりであります。
取締役会: 12回 常務会: 25回
- 定款により、取締役の員数は18名以内、監査役の員数は5名以内と定められております。本報告書更新日現在の取締役総数は7名(うち社外取締役2名)、監査役総数は5名(うち社外監査役3名)であります。
なお、当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
- b 執行役員
執行役員は取締役会によって選任され、取締役会で承認されたグループ経営戦略や経営計画等を実行に移し、諸施策の遂行を効果的に行う役割を担います。なお、本報告書更新日現在の執行役員は4名であります。
- c 相鉄グループ執行役員
グループ経営戦略・経営計画等に関する意見交換やこれらの徹底を目的とし、取締役会の決議に基づき相鉄グループ執行役員を選任しており、本報告書更新日現在の相鉄グループ執行役員は12名であります。
- d グループにおける会議体
持株会社の求心力を維持し、各事業会社との意思疎通を図り、グループ全体の戦略、政策、方針や各社業務執行状況等に関する意見交換等を行うことを目的として、当社執行役員と相鉄グループ執行役員とで構成される相鉄グループ執行役員会議及び当社会長・社長その他幹部役員と相鉄グループ全社社長(孫会社は除く)とで構成される相鉄グループ社長会を設置しております。
各会議体の平成27年3月期における開催実績は下記のとおりであります。
相鉄グループ執行役員会議: 5回 相鉄グループ社長会: 4回

- (2) 内部監査及び監査役監査の状況
ア 監査役会
監査役会は3名の社外監査役を含む5名の監査役で構成され、原則として毎月1回開催されております。監査役会の平成27年3月期における開

催実績は10回であります。また、監査役は取締役会に出席し、さらに常勤監査役は常務会にも常時出席して必要に応じ意見を述べる等、取締役の職務遂行を厳正に監査しております。

イ 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の職務を補助することを目的とし、監査役会の直属部門である監査役会事務局を設置しております。監査役会事務局を担当する社員は、取締役その他業務執行にかかる管理職等の指揮命令を受けないものとし、また当該社員の人事異動及び人事評価については事前に常勤監査役の同意を得るものとしております。

ウ 内部監査及び会計監査

内部監査につきましては、専任部門として社長直轄の監査部を設置しており、本報告書更新日現在4名のスタッフが当社及び子会社の業務の適正性及び効率性の監査を実施しております。

会計監査人には有限責任あずさ監査法人を選任しており、当社からは必要な情報・データが提供され、期末監査のみならず、子会社も含め期中にも適宜監査が実施されております。平成27年3月期の会計監査の状況は次のとおりであります。

a 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

根本 剛光(有限責任あずさ監査法人) 当事業年度を含む継続監査年数:1年
山下 和俊(有限責任あずさ監査法人) 当事業年度を含む継続監査年数:2年
山田 大介(有限責任あずさ監査法人) 当事業年度を含む継続監査年数:1年

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他10名

なお、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額は88百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスは監査役会設置型を採用しております。前述のとおり、当社取締役会はその過半数が当社の業務に精通した常勤取締役で構成されている一方で、独立性の高い社外取締役も選任しており、当該社外取締役が当社とは独立した立場から客観的視点による意見や助言を行うことで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

さらに、3名の社外監査役を含む監査役会が内部監査部門や会計監査人と連携をとりながら取締役会に対する監督機能を担っており、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適正に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の22日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年6月開催の定時株主総会から実施しております。
その他	株主総会の招集通知を、当社ホームページに掲載しております。

2. IRIに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	(実施時期) 年1回(11月ごろ)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	(実施時期) 年1回(5月ごろ)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、次の資料を常時開示しております。(1)決算短信 (2)決算説明資料 (3)適時開示資料 (4)有価証券報告書及び四半期報告書 (5)相鉄レポート (6)株式情報 (7)定款 (8)買収防衛策 URL: http://www.sotetsu.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名: 経営戦略室(第二統括担当) IR担当役員: 取締役執行役員 経営戦略室長 IR事務連絡責任者: 経営戦略室課長(第二統括担当)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	相鉄グループでは、「相鉄グループCSR基本規程」において当社グループを取り巻くすべての人々から信頼される企業集団を目指すことを掲げており、これを実現するための原則を定めた「相鉄グループ役員・社員行動原則」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷を低減し、資源の有効活用を図るための対策を講じております。また相鉄グループのCSR活動については、毎年、CSR報告書を作成し、当社ホームページ上で公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「相鉄グループ役員・社員行動原則」において、ステークホルダーに対する適時適切な経営情報の開示を行い、経営の透明性を確保すべき旨が定められております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社では、取締役会において決議しております「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を内部統制の基本方針とし、内部統制システムの整備を行っております。当社の「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」は、以下のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 当社及び子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、相鉄グループCSR基本規程を定める。当社CSR担当役員を委員長とし、子会社のCSR担当役員を委員とする相鉄グループCSR委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
 - イ 当社は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図るCSR部門を設置するとともに、内部監査部門がコンプライアンス体制の推進状況を監査する。
 - ウ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実については、これらを防止又は早期発見し是正することを目的として、外部の窓口及びCSR部門を直接の情報受領者とする相鉄グループヘルプラインを整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則及び文書取扱規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存及び管理する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社及び子会社は、リスクマネジメント体制の基礎として、相鉄グループCSR基本規程及び危機管理内規を定める。事業の継続・安定的発展を確保していく体制を構築することにより損失を予防し、不測の事態が発生した場合には、相鉄グループ緊急時対策本部、相鉄グループ緊急時対策会議又は各社対策本部を設置し、損害の拡大防止及び危機の収束を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。経営計画及び経営上の重要な業務執行に関する事項については、事前に常務会において審議を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - イ 取締役の業務執行については、職制や職務権限規則において、それぞれの責任者及び権限、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 当社及び子会社における業務の適正を確保するための指針として、相鉄グループ経営理念を定める。
 - イ 経営管理については、子会社は当社に対し、子会社からの協議・報告を定めた業務処理要綱に従い報告を行うとともに、当社は子会社に対し定期的にモニタリングを実施し、子会社における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
 - ウ 子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはCSR部門に報告する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役会事務局に監査役の職務を補助する使用人を置き、これら使用人は取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。また、これら使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制並びに当社に対する当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア 監査役は当社の経営上重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
 - イ 重要な稟議書面を監査役へ回覧する体制により、監査役への適切な報告体制を確保する。また、必要に応じて専門家と意見交換を行える。
 - ウ 相鉄グループヘルプラインに通報された案件については、当社及び子会社において対応した後、CSR部門より監査役へ報告する体制を確保する。ただし、当社及び子会社の取締役の関与が疑われる通報を受けた場合は、外部の窓口及びCSR部門より監査役へ適宜報告する。
 - エ 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保している。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
監査役の監査業務にかかる費用については、社会通念上妥当と考えられる範囲において、他の費用と同様に会計処理・精算を行っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力排除に向け、「相鉄グループ役員・社員行動原則」に、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

(整備状況)

当社では「相鉄グループ役員・社員行動原則」に、反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように社内体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。また、総務部には不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平素から、神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は神奈川県企業防衛対策協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を社内で一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(4) 対応マニュアルの実施状況

対応マニュアルとして「反社会的勢力の不当要求に対する対応方」を制定し、具体的な対応方法を示しております。また、不当要求事例が発生した場合にはその都度、速やかに情報の共有化を行い、対応策を含め注意喚起を図っております。

(5) 研修活動の実施状況

総務部は、反社会的勢力からのアプローチに対応する対応マニュアル「反社会的勢力の不当要求に対する対応方」を配布し、意識向上に向け取り組んでおります。また、講習会を開催し、その内容を全員に周知徹底しているほか、契約書等への「暴力団排除条項」の記載を進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の買収防衛策の詳細につきましては当社ホームページ(<http://www.sotetsu.co.jp/ir/rights-plan/>)に掲載のとおりです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 情報取扱責任者及び情報管理部署

当社における会社情報の集約及び管理部署は、総務部であり、その長である担当役員を情報取扱責任者としております。

2. 情報集約及び管理体制等

当社では、会社及び子会社に係る決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合、所管部署は総務部長にその内容を連絡することとし、業務上知り得た情報が重要な会社情報に該当するか否か疑義が生じた場合についても、総務部長に照会し、確認することとしております。

また、情報共有化については、取締役会のほか、常勤役員で構成される常務会等を定例的に開催し他部署との情報共有化を図っております。さらに、経営戦略部門等、特に重要な情報が初期段階で集約される可能性が高い部門については、総務部において恒常的に情報の共有化を図り、速やかに情報を集約できるように努めております。

総務部が情報を把握した場合、関係各部署に対して情報管理の徹底を図ると同時に、必要に応じて経営戦略部門等への確認を行い、情報内容を精査した結果、重要な情報と判断した場合には、速やかに情報取扱責任者への報告が行われます。

適時開示規則に基づく開示については、総務部が行いますが、できる限り迅速に行うものとし、経営戦略部門等と綿密な連携を図り、決定事実、発生事実等その内容に応じて適切な時期により開示を行います。

その他、役職員に対して説明会を開催する等、情報管理に対する周知を図っております。

